

平成29年2月定例会 総務委員会（事前）

平成29年2月9日（木）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（16時25分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②③④⑤）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 平成29年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第18号 平成29年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第19号 平成29年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第20号 平成29年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 徳島県税条例等の一部改正について
- 議案第40号 徳島県個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第49号 包括外部監査契約について
- 議案第51号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

な し

大田経営戦略部長

2月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成29年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案51件及び報告2件であります。その内訳は、予算案が第1号から第25号まで及び第51号の26件、条例案が第26号から第44号までの19件、負担金議案が第45号の1件、その他の議案が第46号から第50号までの5件、報告につきましては、第1号及び第2号の2件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中ではありますが、

平成28年度2月補正予算案及び徳島県税条例等の一部改正案を、2月22日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、予算案につきまして御説明申し上げます。

まず、お手元に別途お配りしております、平成29年度当初予算案の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、平成29年度当初予算の一般会計予算の総額は、A欄のとおり4,860億1,200万円となり、B欄の前年度当初予算に対して0.2%の伸びとなっております。

2ページをお開きください。

歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明申し上げます。

01の県税につきましては、法人事業税における外形標準課税の拡大に伴う所得割の税率引下げによる減などにより、前年度比1.2%減の766億円を計上しております。

05の地方交付税につきましては、前年度収入見込額などを勘案し、前年度比2.0%増の1,461億円を計上しております。

09の国庫支出金につきましては、一般公共事業の増などにより、前年度比2.2%増の597億7,900万円を計上しております。

15の県債につきましては、事業計画の進捗に伴い、前年度比6.4%減の532億6,400万円を計上しております。

次に、3ページを御覧ください。

目的別歳出であります。その主なものを御説明申し上げます。

04の衛生費につきましては、子どもはぐくみ医療助成費の増などにより、前年度比8.0%増の254億1,200万円を計上しております。

05の労働費につきましては、とくしま新未来・雇用創造プロジェクトの増などにより、前年度比8.4%増の57億2,300万円を計上しております。

06の農林水産業費につきましては、森林整備加速化・林業飛躍事業の減などにより、前年度比4.8%減の305億3,800万円を計上しております。

08の土木費につきましては、公共事業の増などにより、前年度比3.3%増の486億400万円を計上しております。

10の教育費につきましては、給与費の減などにより、前年度比0.1%減の864億8,900万円を計上しております。

続きまして4ページをお開きください。

性質別歳出であります。

扶助費につきましては、児童保護措置費の増などにより、前年度比2.2%の増となっております。

公債費につきましては、県債発行の抑制に努めてきた結果、前年度比1.3%の減となっております。

投資的経費につきましては、消防防災へり充実強化事業の減などにより前年度比0.6%の減となっております。

維持補修費につきましては、道路維持修繕費の増などにより前年度比0.4%の増となっ

ております。

出資金、貸付金につきましては、住環境未来創造資金貸付金の増などにより前年度比18.6%の増となっております。

資料5 ページには、特別会計の状況について記載しております。

次に、お手元にお配りしております、平成28年度2月補正予算（案）の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、今回の補正予算案は、国の地方創生拠点整備交付金をはじめとした補正予算を活用し、喫緊の課題に切れ目なく対応するため、編成したものであります。補正予算の規模といたしましては、27億6,354万8,000円となっております。

2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、09の国庫支出金、13の繰越金、14の諸収入及び15の県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、02の総務費、03の民生費、04の衛生費、06の農林水産業費及び10の教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3 ページに記載のとおりであります。

なお、今回の補正予算案につきましては、迅速かつ円滑な事業実施により、その効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして、御説明申し上げます。

第26号の条例改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備等を行うものであります。

第27号の条例改正につきましては、国家公務員について配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情が定められたことに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずるものであります。

第28号の条例改正につきましては、市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の改正を行うものであります。

第29号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正され、自動車取得税の廃止及び自動車税における環境性能割の導入が行われること等に伴い、所要の整備等を行うものであります。

第30号の条例改正につきましては、特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

第31号の条例改正につきましては、水質汚濁防止法に基づく排水基準等に鑑み、本県の排水の規制基準について所要の改正を行うものであります。

第32号の条例制定につきましては、国民健康保険法の一部が改正されたことに鑑み、知事の附属機関として、徳島県国民健康保険運営協議会を設置するものであります。

第33号の条例改正につきましては、母子保健法の一部が改正されたことに伴い、所要の

整理を行うものであります。

第34号の条例改正につきましては、徳島県精神保健福祉審議会の委員の任期について、所要の改正を行うものであります。

第35号の条例改正につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、徳島県精神医療審査会の委員の任期を条例で定めるものであります。

第36号の条例改正につきましては、森林の公有林化等の推進に関する事業を安定的に行うため、徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県県有林化等推進基金条例について所要の整備を行うものであります。

第37号の条例改正につきましては、農林水産総合技術支援センターにおいて、新たに施設及び機械器具を供用すること等に伴い、その利用手続及び使用料の額等を定めるものであります。

第38号の条例改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料等を定めるものであります。

第39号の条例改正につきましては、国立研究開発法人森林総合研究所法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第40号の条例改正につきましては、個人情報保護に関する法律の一部が改正され、個人情報取扱事業者の範囲が拡大されたこと等に鑑み、所要の改正等を行うものであります。

第41号の条例改正につきましては、小中学校における児童生徒数の変動に伴う学級数等の減少等に鑑み、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるものであります。

第42号の条例改正につきましては、阿南工業高等学校及び新野高等学校を再編統合し、新たに阿南光高等学校を設置するものであります。

第43号の条例改正につきましては、警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改めるものであります。

第44号の条例改正につきましては、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、嫌がらせ行為として禁止される行為の範囲を拡大するものであります。

第45号の受益市町負担金につきましては、下水道法第31条の2第2項の規定により、議決をお願いするものであります。

第46号の地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期計画の認可につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第2期中期計画を認可するに当たり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議決をお願いするものであります。

第47号及び第48号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をお願いするものであります。

第49号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、平成29年度の包括外部監査を、弁護士、野々木靖人氏に委託する契約について議決を

お願いするものであります。

第50号の河川法第4条第1項の一級河川の変更に係る意見につきましては、一級河川の変更をすることについて、国土交通大臣から意見を求められたため、意見を述べることにつき、河川法第4条第4項の規定により議決をお願いするものであります。

第51号につきましては、先ほど御説明いたしました平成28年度2月補正予算（案）でございます。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、13件で合計金額は508万3,166円となっております。

報告第2号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、6件で合計金額は158万円となっております。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元に総務委員会説明資料と説明資料（その2）をお配りさせていただいておりますが、説明資料（その2）につきましては、先ほど御説明いたしました開会日における先議をお願いするものでございます。

まず、総務委員会説明資料を御覧ください。

1ページをお開きください。

平成29年度の経営戦略部等主要施策の概要につきまして、御説明いたします。

1点目は「未来につなげる広報広聴の推進」であります。徳島の注目度をアップさせ、多くの徳島ファンを獲得するため、報道機関への広報活動をはじめ、新聞やテレビ、県ホームページ等、各種媒体を活用し、4Kをはじめとする県が制作した動画を発信する等、時代を先取りした広報を進め、本県の魅力を国内外に発信してまいります。

2点目は「私立学校の振興」であります。私立学校の経営の安定化や、魅力ある学校づくりを推進するため、運営費助成を行うとともに、新たに私立小中学校に通う低所得世帯の授業料軽減を行うほか、私立高等学校等に対する就学支援金や授業料軽減補助などの実施により、私立学校の振興に努めてまいります。

3点目は「行財政改革と適正な人事管理の推進」であります。本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワークライフバランスの確立に努めてまいります。また、能力実証主義による適正な人事管理に努めるとともに、若手職員対象の研修をはじめとした職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に取り組んでまいります。

4点目は「職員のメンタルヘルス対策の推進」であります。職員の心身の健康を保持増進し、職場不適応状態を生じさせないため、また、病気休暇中の職員の円滑な職場復帰を図るため、ストレスチェック実施事業など、様々な事業を実施いたしましてメンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

5点目は「財政の健全性の確保」であります。平成29年度の財政運営は、依然として厳

しい状況にある本県の経済情勢を踏まえ、より一層の経済・雇用対策を講じるとともに、安全・安心対策、大胆素敵とくしまの実現といった喫緊の課題にしっかりと取り組んでまいります。

また、新たな財政構造改革基本方針に基づき、歳入歳出両面にわたる改革の取組を推進し、強じんできしなやかな財政基盤の確立に努めてまいります。

2 ページをお開きください。

6 点目は「県有財産の活用及び庁舎等の長寿命化の推進」であります。県民の貴重な資産である県有財産を、適切に管理するとともに、未利用財産等の売却や貸付けを促進し、有効活用を図ってまいります。また、公共施設等の老朽化に的確に対応するため、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、新たな県民ニーズを捉え、付加価値を高める人に優しい施設づくりに努めながら、公共施設等を長く、賢く使う最適化対策の着実な推進を図ってまいります。

加えて、本庁舎においては、安全性及び環境面に配慮したエレベーター設備、空調設備及び給排水衛生設備の大規模改修に向けた設計を実施してまいります。

7 点目は「県税収入の確保」であります。税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県の税務職員の市町村派遣等、市町村への各種支援策等を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

8 点目は「行政情報化及び情報システムネットワークのセキュリティ対策強化の推進」であります。ICTを活用し、行政の効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内の情報システム・ネットワークの安定運用に努めるとともに、業務・システムの最適化への取組を推進し、次世代「eー県庁」の実現に努めてまいります。また、サイバー攻撃等の外部からの脅威に対する、強固な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

9 点目は「効率的総務事務処理の推進」であります。総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行いたしますとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

10 点目は「職員の職務執行の適正確保、情報公開制度・個人情報保護制度及び広聴事業の推進」であります。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や、各種監察を実施するとともに、不当要求対策等に取り組んでまいります。

また、県政に対する県民の理解と信頼を深め、開かれた県政を推進するため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いが図られるよう努めてまいります。

さらに、県民の要望・意見等を的確に把握し、県施策に反映させるために、県庁コールセンターの運営をはじめ、平成29年度にリニューアルオープンする県民サロン（仮称）を活用し、各部局と連携した県政情報の効果的な提供に取り組むなど、県民広聴事業の一層の充実を図ってまいります。

3 ページを御覧ください。

11点目は「本県ならではの事業評価，農林水産関係団体等への検査の実施」であります。政策推進に係る県民目線からのチェック機能の強化を図るため，県政運営評価戦略会議の運営等を通じ，本県ならではの事業評価を行うとともに，農林水産関係団体等の健全な運営を確保するための検査を実施してまいります。

12点目は「適切な公金管理及び入札事務の適正な執行」であります。歳計現金の運用や，未収金対策の強化など，公金の適切な管理に努めるとともに，財務会計システムの安定運用と機能強化を図り，適切かつ効率的な会計事務を推進してまいります。

また，入札制度の適正な運用を図り，談合等不正行為を排除し，公正性・競争性・透明性の確保された入札事務の執行に努めてまいります。

13点目は「公共工事の品質確保」であります。工事検査を適切に実施するとともに，検査業務の効率化と公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

次に4ページをお開きください。

平成29年度一般会計当初予算案につきましては，一番下の総計欄の左端でございますが，総額が1,208億2,219万2,000円となっております。

5ページを御覧ください。

平成29年度特別会計当初予算案につきましては，一番下の合計欄の左端でございますが，総額が1,587億9,143万8,000円となっております。

次に，課別主要事項について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

秘書課につきましては，知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費，広報広聴に必要な経費等を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

総務課につきましては，本県私立学校の振興に資するための経費，また文書管理事務経費や法令審査に要する経費等を計上いたしております。

8ページをお開きください。

人事課におきましては，職員の人事管理及び行財政改革に要する経費，また研修に要する経費等を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

職員厚生課におきましては，職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理，福利施設等の管理に要する経費等を計上いたしております。

10ページをお開きください。

10ページから11ページにかけて財政課につきまして記載いたしておりますが，一般会計において，各種基金の積立金及び県債の元金償還，利子に要する経費等を計上しており，特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について，記載のとおり計上いたしております。

12ページをお開きください。

12ページから13ページにかけまして管財課につきまして記載いたしておりますが，一般会計において県有財産管理費，本庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を，特別会

計で用度事業特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

14ページをお開きください。

14ページから17ページまで税務課につきまして記載いたしておりますが、一般会計で県税賦課徴収費，地方消費税清算金，市町村に対する各種の交付金等を，特別会計で証紙収入特別会計について記載のとおり計上いたしております。県税等の収入見込額につきましては，16ページに記載のとおり計上しており，この内訳につきましては次の17ページのとおりでございます。

18ページをお開きください。

情報戦略課におきましては，「eー県庁」推進に要する経費等を計上いたしております。

19ページを御覧ください。

総務事務管理課におきましては，総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしております。

20ページをお開きください。

監察局監察課におきましては，監察事務執行に要する経費や，県民サロン（仮称）を活用した事業に要する経費等を計上いたしております。

21ページを御覧ください。

監察局評価検査課におきましては，行政評価事務執行に要する経費等を計上いたしております。

22ページをお開きください。

出納局会計課におきましては，一般会計で出納事務執行に要する経費等を，また特別会計で証紙収入特別会計を，記載のとおり計上いたしております。

23ページを御覧ください。

出納局検査企画課では，工事検査に要する経費等を計上いたしております。

24ページをお開きください。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては，それぞれの運営に要する経費等を，記載のとおり計上いたしております。

25ページを御覧ください。

表の1行目，財政課の債務負担行為につきましては，共同発行市場公募地方債を，本県を含め36の地方公共団体が共同発行することとしておりますが，この発行に当たり，地方財政法に基づき，相互に信用力を補完するため，連帯して債務を負担しようとするものでございます。また，2行目，3行目は，自動車税納税通知書等作成業務委託契約及び総務事務システム改修業務委託契約について，限度額の設定をお願いするものでございます。

26ページから27ページを御覧ください。

地方債，一時借入金及び歳出予算の流用につきまして，それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては，28ページから32ページに，条例案5件，その他議案1件を記載いたしておりますが，内容につきましては，先ほど，全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

33ページを御覧ください。

（２）専決処分の報告についてでございますが、アの職員の交通事故による、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり5件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、阿波市在住の方と賠償金額6万1,211円で和解したものでございます。その内容は、平成26年12月10日に県有車両が県道を走行中、点滅信号が黄色の交差点に進入したところ、赤の点滅信号だった右側から進入してきた相手方車両と衝突したものでございます。

2件目が、鳴門市在住の方と賠償金額8万円で和解したものでございます。その内容は、平成28年7月28日に用務先駐車場において、県有車両から降りるため運転席ドアを開けたところ、強風にドアがあおられ、隣に駐車していた相手方車両に接触したものでございます。

3件目が、徳島市在住の方と賠償金額28万8,548円で和解したものでございます。その内容は、平成28年8月3日に、県有車両が県庁正門前から道路に出ようとしたところ、左側から歩道を走行してきた相手方自転車と接触したものでございます。

4件目が、海部郡美波町在住の方と賠償金額16万6,046円で和解したものでございます。その内容は、平成28年8月19日に、県有車両が用務先駐車場からバックで出庫する際、隣に駐車していた相手方車両に接触したものでございます。

34ページをお開きください。

5件目が、吉野川市在住の方と賠償金額6万4,800円で和解したものでございます。その内容は、平成28年10月3日に、県有車両が市道脇にバックで駐車するため、切り返そうとした際に、誤って道路脇に止められていた相手方車両に衝突したものでございます。

県有車両使用時における安全運転につきましては、これまでも職員に対する注意喚起や研修を徹底してまいったところでありますが、運転適正検査を運転に不安のある職員も受講できるよう対象を拡大するなど、今後も事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

1ページをお開きください。

平成28年度2月補正予算案でございます。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下の欄に記載のとおり、補正前の限度額が621億4,900万円、補正後の限度額が630億6,100万円であり、9億1,200万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

古川委員

1点だけ伺います。

今年の2月からプレミアムフライデーということで、これは経済産業省と日本経済団体連合会など経済界が呼び掛けて、毎月一番最後の金曜日を早めに帰って、特別な週末を過ごすというような意味なんですけど、これは県庁としては何かこのような取組に乗っていく動きはあるんでしょうか。

梅田経営戦略部次長

今、古川委員のほうからプレミアムフライデーに関して、御質問を頂いております。

プレミアムフライデーについては、先ほど委員のほうからお話ございましたように、この2月24日からスタートさせるというふうに認識しておりまして、今月1日に開催されました第6回の働き方改革実現会議におきましては、安倍首相のほうから、国会の御理解を頂いて、我々もできれば実施したいと発言があったところでございます。

プレミアムフライデーにつきまして、具体的にどのようなものかというものにつきましては、働き方改革実現会議の議事録でありますとか、新聞記事の情報を見るしか、今、詳しいことはわからない状況でございますが、仮に午後3時に一斉退庁するというような取組になるのであれば、やはりそれは切れ目ない行政サービスを提供していくという公務の現場においてそれを導入するというのは、現時点においては非常に難しいのではないかとこのように考えております。

できる範囲で早期退庁を促すということにつきましては、本県においてはこれまでも職員のワークライフバランスを実現させるということで、週休日の前後の月曜日あるいは金曜日をハッピーマンデー、ハッピーフライデーということで、休暇取得を促進しまして、3連休とするというような取組もしておりまして、年次有給休暇の積極的な取得促進を呼び掛けているところでございます。まずは、こうした取組の周知をしっかりと図るとともに、やはり国とか他県の動向も注視していきたいと考えております。

古川委員

次長から、硬い答弁があったんですけども、こういう経済界を巻き込んだ取組で経済界がどんな動きになるか、徳島県の場合はそんなに大きな動きにならないかも分かりませんが、働き方改革を進めていくという一環で、国の経済産業省とかが入って進めているので、やっぱりきちっと乗っていくということは大事な、そういう流れをしっかりと徳島県もつくっていくということが大事なかなと思います。単なるノー残業デーというのではなくて、何か一步踏み込めるようなこともちょっと知恵を出して、考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（16時55分）